

公益財団法人いわて産業振興センター公益通報者保護規程

平成 23 年 3 月 11 日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人いわて産業振興センター(以下「センター」という。)における法令違反又は不正行為の防止及び早期発見のため、役職員からの通報手続きを定める。

(対象者)

第2条 この規程は、理事、監事、センター就業規程第2条に規定する職員、センター契約職員就業規程第2条に規定する契約職員、センター非常勤職員就業規程第2条に規定する非常勤職員、センター委嘱者の任用等に関する規程第2条に規定する委嘱者、県派遣職員及び県駐在職員(以下「役職員」という。)に適用されるものとする。

(通報等)

第3条 センターの役職員の法令違反又は不正行為として各号に掲げる事項(以下「申告事項」という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という。)をしなければならない。

(1) センター就業規程別表第4に規定する懲戒処分に該当する行為

(2) センター倫理規程に違反する行為

(3) 役職員、利用者その他関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼすおそれのある行為

(4) 就業規程等就業に関する規程に違反する行為

(5) 前各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によるセンターの名誉又は社会的信用を侵害するおそれのある行為

2 前項の申告事項を提供した者(以下「通報者」という。)は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した役職員及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員も同様とする。

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、役職員は、次のヘルpline窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等をすることができる。

(1) 理事長以外の役職員の法令違反又は不正に関する通報等ヘルpline窓口
理事長

(2) 理事長の法令違反若しくは不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等ヘルpline窓口
監事

2 役職員は、前項に定めるヘルpline窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第9条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルpline窓口に通報等をすることができる。

(通報等の窓口での対応)

第5条 ヘルpline窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。

- 3 この規程の定めに従って行われる通報等については、就業規則その他に定める守秘義務に関する規定及びセンターの名誉・利益・秩序・職場規律の遵守規定を適用しない。
- 4 第12条に規定する不正目的の通報等については、前項は適用しない。

(通報等に基づく調査)

- 第6条 通報等をうけたヘルpline窓口の者は、通報者に対して、通報等を受けた日から14日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。
- 2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
 - 3 役職員は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。
 - 4 通報等によって提供された情報については、各ヘルpline窓口の者において調査することを原則とするが、職員を指名して調査を命じ、又は弁護士等の有識者に調査を依頼することができる(以下、調査を行う職員及び有識者を「調査者」という。)。
 - 5 調査にあたっては、公益通報者が明らかになることがないよう、また、公益通報の対象となった者又は調査に協力した職員等の信用、名誉及びプライバシーが侵害されがないよう配慮しなければならない。

(通報者の保護)

- 第7条 センターは、通報者が通報等を行ったことを理由として、通報者に対して解雇等の不当な取扱いを行ってはならない。
- 2 センターは、通報者に対して不当な取扱いや嫌がらせ等を行った役職員に対して、その職に応じて次の対応を行うことができる。
 - (1) 理事及び監事 評議員への事実の通知
 - (2) 職員 懲戒処分
 - (3) 委嘱者 契約解除
 - (4) 県派遣職員及び県駐在職員 県への事実の通知
 - 3 前2項の規定は、通報者に協力した役職員及びその通報を受けた事項に関する調査に協力した役職員に対する不当な取り扱い等に対しても適用する。

(秘密保持)

- 第8条 ヘルpline窓口及び第6条第4項に規定する調査者は、申告事項及びその調査に関する秘密を漏洩してはならない。
- 2 センターは、正当な理由なく前項の秘密を漏洩した者を前条第2項と同様の対応を行うことができる。

(通知)

- 第9条 ヘルpline窓口の者は、通報者に対し、調査結果を通知しなければならない。

(コンプライアンス委員会への報告)

- 第10条 ヘルpline窓口の者は、コンプライアンス委員会に調査結果を報告しなければならない。

(情報の記録と管理)

- 第11条 通報等を受けたヘルpline窓口の者及び調査者は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、内容及び証拠等を記録・保管するものとする。
- 2 通報等を受けたヘルpline窓口の者及び調査者並びにコンプライアンス委員会に関与する者その他情報を知り得た者は、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開

示してはならない。

3 センターの役職員は、ヘルpline窓口の者及び調査者に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(不正の目的)

第12条 役職員は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正目的の通報を行ってはならない。

2 センターは、前項の規定に違反して通報を行った者に対し、第7条第2項の対応を行うことができる。

(役員への周知)

第13条 理事長は、センター内掲示板への本規程の掲載等により、法令及びこの規程に基づく公益通報者保護制度について、役職員に周知しなければならない。

(公表)

第14条 この規程は、センターホームページにより公表する。

(改正)

第15条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。